

## 設立趣旨書

### 1 趣旨

令和4年に文部科学大臣から「子どもの体験活動推進宣言」が発表され、令和6年度までの3年間で「体験活動推進重点改革3か年」と位置付けられました。野外活動や体験活動の重要性が増す現在だが、県内や市内に自然体験活動の指導者や責任者が不在の状態です。豊かな自然や体験活動に取り組みやすい環境は整っているが、安全に体験活動を進めるための安全管理の体制構築や知識が不足。指導者不在の中、指導力不足や経験不足の為、鳥取県や倉吉市の魅力ある環境を生かすことができていないと考える。また、森林環境税が始まり、国や鳥取県が推し進める木育事業も組み込んだ事業を展開し、交流や学びの機会を提供し、地域社会における人と人とのつながりを深めると共に、子どもの健全育成や人権擁護を図りつつ、持続可能な環境や社会づくりに寄与することを事業の目的とする。

### 2 申請に至るまでの経過

法人設立に賛同する社員は、人権擁護や人材育成、自然体験活動や地方創生にそれぞれ個人で取り組んできた。保育事業を行う者。子育て支援や家族の繋がりを事業とする者。木育インストラクターとなり啓発活動を行う者。自然体験活動や安全管理の人材育成、啓発活動を行う者、等の人材が今後は法人を設立し一つとなって事業を進めていく方が、より効果的で実効性の或る事業を提供できると考え法人設立の申請に至った。

令和6年7月1日

特定非営利活動法人 遊山のもり  
代表者 氏名 坂出 純子